

兵庫地方最低賃金審議会

第1回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月27日(火) 15時15分～17時02分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	坂本委員、三上委員
労働者委員	篠崎委員、橋本委員、森田委員
使用者委員	東委員、今井委員、倉本委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 ただ今から、第1回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、梅野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より、挨拶を申し上げます。</p> <p>○岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。早期の天気予報では、台風も心配されましたが、暑い中御出席いただきましてありがとうございます。また色々専門部会もございましてタイトな日程の中で各委員の皆様には日程調整でも御協力いただいておりますことを改めて感謝申し上げます。これからは皆様方には、特定最低賃金について御審議し</p>	

ていただくわけでございますけれども、最低賃金につきましては地域別の最賃もございまして、この兵庫県の地域別最賃につきましては先週8月21日に異議申立の審議会が終わりまして、10月1日から現行の1,001円が51円引き上がりまして1,052円となり、10月1日から発効する予定となっております。自動車小売につきましてはこれから必要性の審議をしていただくわけですが、この地域別最低賃金の金額にも御留意いただく必要がございますのでよろしくお願いたします。

また、例年お願いさせていただいているところではございますけれども中央最賃の報告書では、特定最賃の審議にあたりましては労使のイニシアティブ、主体性をもった審議というのが重要だと求められておりますのでこの点にも御留意いただきながら御審議いただければ幸いです。どうぞよろしくお願申し上げます。

○飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料1ページに添付してある委員名簿にて各自御確認をいただくことで変えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いたします。

○三上委員

公益委員の三上です。公益側委員で事前に打合せしております。部会長には坂本委員を、部会長代理に本日御欠席されていますが梅野委員を推薦することで調整を終えていますので、この2名の方を推薦したいと思います。よろしくお願いたします。

○飯田賃金指導官

ただ今部会長に坂本委員、部会長代理に梅野委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○飯田賃金指導官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に坂本委員、部会長代理に梅野委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、坂本部会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○坂本部会長

皆さんこんにちは。遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。部会長に選出されました坂本です。よろしく申し上げます。

はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働側の委員は、どなたにされますか。

○篠崎委員

労働側委員は橋本委員でお願いします。

○坂本部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○倉本委員

倉本でお願いします。

○坂本部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と橋本委員、倉本委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代替りの委員を指名することにしたと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○坂本部会長

それでは、次の議題（２）「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれの業界事情に

詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、9件の特定最低賃金がございます。

そのうち、今年は、6月24日、25日、7月4日に7件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。資料の14ページを御覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。

今回、申出をいただきました7件の特定最低賃金の改正につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断して、7月19日の本審におきまして、改正必要性の有無についての諮問をさせていただいております。

兵庫県では、令和元年までは本審で一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行ってまいりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問答申の二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料の2ページ目以降に説明資料を準備させていただいております。

まず、資料の3ページ目をご覧ください。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと、法律上規定されています。

資料4ページを御覧ください。

右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ

る時間額 1,001 円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが大きく異なるところでございます。

資料 9 ページを御覧ください。

特に、特定最低賃金の決定、改正までのプロセスですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となります。

少し戻って、資料 7 ページを御覧ください。

ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議についてその考え方がまとめられています。

一番上の昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、前回一致の議決に至るよう努力するもの」とされており、つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになります。

一方、そのページの一番下に書かれている平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、前回一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んでいます。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

改正の必要性がありとなった場合には、先程、御説明させていただきましたように、最賃法第 16 条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低 1 円以上の引き上げを行うことが求められます。

つまり、今年の場合は、既に兵庫県最低賃金を 1,052 円に引上げる答申をいただいておりますので、その決定された兵庫県最低賃金 1,052 円を超えない改正というのはありません。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、14 ページの一覧表の自動車小売業での申出の一番低い金額 1,086 円を超えることはできないということになります。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○坂本部長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員

意見なし。

○坂本部長

それでは、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○山中労働基準監督官

賃金室の山中です。

私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料について説明。)

資料No.6 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果(特定最賃)(18~38ページ)

○安積賃金室長

続きまして、私、安積より、お配りしています資料のうち、39ページ以降の雇用状況や経済概況等にかかる部分を説明させていただきます。

(以下の資料39~135ページについて説明。)

資料No.7 一般職業紹介状況(令和6年6月分)抜粋(兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和6年7月30日発表)

資料No.8 管内金融経済概況(日本銀行神戸支店 2024年7月18日)

資料No.9 毎月勤労統計調査地方調査月報(兵庫県 令和6年5月)抜粋

資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢(兵庫県産業労働部 令和6年8月14日公表)

抜粋

資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報(兵庫県企画部 令和6年6月速報)

資料No.12 連合兵庫2024春季生活闘争平均賃金方式第7回(最終)回答集計(連合兵庫2024年7月3日公表)

資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果(2024年6月5日 日本商工会議所・東京商工会議所)

資料No.14 自動車小売業関係最低賃金(令和4、5年度,全国)

私からの説明は以上となります。

○坂本部長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○各委員

意見なし。

○坂本部長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性は無しということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦勞をお掛けいたしますが、よろしくお願ひします。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○坂本部長

それでは、よろしくお願ひします。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。

それではお願ひします。

○篠崎委員

それでは、篠崎が発表します。今回、自動車小売業特定最賃の必要性ありと申出いたしましたでしたが、その根拠としまして自動車は基幹産業ということで多くの下支えがあ

って成り立っております。そのなかで自動車を販売していくことでその支えになっております。特定最賃を上げることによって産業の魅力向上が一番大事なことですが、この魅力向上によって人材確保を目指しております。若い人からも選んでもらえるような、この100年の転換期の中で自動車を作っても売ることができない、また、売人がいないことには産業が成り立ちません。それを支えるためにも、この特定最賃をもう一度見直していただいて、自動車産業の魅力を上げていきたいと思い今回提出しました。お願いいたします。

○坂本部長

それでは次に、使用者側委員からお願いします。

○倉本委員

それでは使用者側の倉本から意見を述べさせていただきたいと思います。

以前から、昨年もですが自動車小売業ということで色々な小売業がある中で自動車小売業だけを取り上げるということについて、少し疑問があるということで、かなり前からお話をさせていただいていたと思います。自動車業界を見てみますと、確かに昨年は前の年の半導体不足から登録台数も増えておりまして、増加傾向で自動車業界自体も良くなったと思われがちですが、今年になりますと昨年から反転しまして減少に転じているということで、約10パーセント位、全国的にも兵庫県自体も約10パーセントほど、登録台数が減少してきております。これには認証不正問題等の影響もしているとは思いますが、それだけではなく先ほど若い人から選ばれる業界とおっしゃっていましたが、反対に今の若い人は自家用車、車離れ、カーシェアリングを使って、車に乗るといった色々な考え方が出てきて、昔のように車を持ってというような考えは大きく変化してきていると思います。それと、100年に一度の大きな変革期を迎えてはいますが、一時期は完全に電動化であったり、自動化であったり、こういうものに進むと見ておられてと思いますが、色々な見直しをされてきたと思います。それに伴って自動車小売業も変化を受けながら新しいビジネスモデルをこれから構築していく必要があるということでなかなか先が見通せないという状況にあります。自動車小売業、小売であったり、整備であったり各社によってその比率が違ったり、業態も違ってきていると感じております。こういう状況のなかで、一律自動車小売業と扱うのは非常に難しいと考えており、使用者側としましては改正の必要はなしと考えております。以上です。

○坂本部長

ありがとうございます。

労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は労働者側委員からお話をお聞きすることとします。

(別室にて公労会議、公使会議、公労会議)

○坂本部長

それでは再開します。

時間の関係もありますので、本日は、ここで審議を終了し、次回において引き続き審議したいと思います。

労使双方お話をお聞きしましたが本日の段階では意見の一致に至っておりませんので、もう少し次回も審議を重ねたいと思います。

では、次回の日程等については、事務局から説明をしてください。

○安積賃金室長

次回は9月10日、火曜日、午前10時からで予定しておりますが、如何でしょうか。

○坂本部長

では次回は、9月10日、火曜日、午前10時からの開催とします。

次回は改正必要性審議の2回目ですが、引き続き公開とします。事務局は他に連絡事項とかございますか。

○安積賃金室長

今日の審議の経過を簡単に総括していただければと思います。

よろしいでしょうか。

○坂本部長

わかりました。労働者側は若者に対して業界の魅力を伝えていくためにこの特定最賃が一つの指標となるため特定最賃を上げておくのは必要だとおっしゃっていました。また、使用者側がおっしゃっている他の小売業と大差はないのではないかという点についても扱っている価格もよく売上の差も大きくなりますし、資格を要する業界でもありますので全く他の小売業とは違うのではないかということもおっしゃっていました。使用者側は人材確保とか業界の魅力向上と特定最賃を上げることは噛み合っていない、繋がっていないのではないかということ、特におっしゃっていました。そして、若者が業界に入ってくる際に特定最賃について意識していないのではないかと、特におっしゃっていました。以上になります。よろしいでしょうか。

○安積賃金室長

はい。ありがとうございます。

○坂本部長

では、本日の審議は、これで終了とします。御苦勞様でした。

○各委員

ありがとうございました。

坂本 知可

橋本 欣也

倉本 信二